（法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者等）

第八条の二　法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第八十六条の八第七項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第八十六条の九第九項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第八十六条の九第十三項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

5　法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の防災庁令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

第八条の五　法第九十条の三第二項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） **第二条の二**　令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。 （法第八条第一項第八号の防災庁令で定めるもの） **第三条**　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） **第四条の二**　令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） **第二条の二**　令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。 （法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） **第三条**　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） **第四条の二**　令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。